

令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和5年10月24日(火)
【開会】 14時00分
【閉会】 16時43分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝	委員 野村 浩子
委員 芳川 玲子	委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 岩上 淳	
教育環境整備推進室長 吉永 太	
職員部長 北川 友明	
学校教育部長 小澤 毅夫	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹觜 将行	
庶務課担当課長 伊藤 卓巳	
教育政策室担当課長 豎月 基	
教職員人事課担当課長 松本 真爾	生涯学習推進課担当係長 紺野 敦
教職員人事課課長補佐 須藤 良	生涯学習推進課担当係長 豊本 欽規
カリキュラムセンター室長 宮嶋 俊哲	庶務課担当係長 桐生 真由美
カリキュラムセンター担当課長 鶴木 朋和	庶務課職員 和地 祥太
カリキュラムセンター指導主事 松浦 信明	地域教育推進課長 二瓶 裕児
カリキュラムセンター指導主事 大窪 洋次郎	地域教育推進課職員 波多野 智央
指導課長 古俣 和明	教職員人事課担当課長 本波 直人
指導課担当課長 河原 正男	文化財課長 竹下 研
指導課指導主事 森嶋 毅	市民文化局市民文化振興室長 白井 豊一
指導課担当課長 五味 博	市民文化局市民文化振興室担当係長 笹川 祥文
指導課指導主事 武田 弦	生涯学習推進課課長補佐 関 裕史
生涯学習推進課長 山口 弘	生涯学習推進課職員 小田 康博
生涯学習推進課担当課長 米井 克子	こども未来局青少年支援室担当課長 柳原 成行
生涯学習推進課課長補佐 野崎 智一	こども未来局青少年支援室担当係長 安部 恭子
調査・委員会担当係長 高木 直子	
書記 長谷川 俊太	

【署名人】

教育長職務代理者 田中 雅文	委員 野村 浩子
----------------	----------

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

8月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 9名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可いたします。

また、報道機関より撮影などの申出がございますが、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条た

だし書の規定により、ただ今から、報告事項Ⅰに入るまでの間に限り、撮影などの許可をしてもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報道機関に限り、ただ今から、報告事項Ⅰに入るまでの間、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第4条ただし書の規定により、会議中の撮影などの許可をいたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 5から報告事項No. 7まで、また、議案第28号及び議案第29号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 8は、訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第3号に該当するため、報告事項No. 9及び議案第30号は、人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 5から報告事項No. 7まで、また、議案第28号及び議案第29号につきましては、期日後は公開しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

田中委員と野村委員をお願いいたします。

報道機関の皆様方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきますので、御協力よろしくをお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第 1 号の報告について

【小田嶋教育長】

それではまず、報告事項 I に入ります。

「報告事項 No. 1 請願第 1 号の報告について」ですが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条第 6 項の規定により、自己の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができません。そのため、私は退席いたしますので、これからの進行を田中教育長職務代理者をお願いいたします。

＜小田嶋教育長 退席＞

【田中教育長職務代理者】

それでは、報告事項 No. 1 「請願第 1 号の報告について」の説明を、庶務課担当課長お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

よろしくをお願いいたします。

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー 01、【報告事項 No. 1】のファイルをお開きください。

資料については、教育委員の皆様には事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、稲田小学校におけるプールの水の流出事故に係る関係職員に対して処分を行わないこと、教育長の責任を明らかにすることについて、請願を行っているものです。

本日の教育委員会では請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【田中教育長職務代理者】

ただ今、報告がありました請願第 1 号の取扱いにつきまして、請願者が神奈川県外に在住していることから、「川崎市教育委員会請願等取扱要綱」別表 9 の項「請願者等が県外のもの」に該当しますので、審議を行わないこととしたいと思っておりますけれども、皆さんの御意見を伺って、教育委員会として決定をしまいたいと思っております。何か御意見等はございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

ただ今、田中委員からのお話がありましたように、扱わないという決まりがあるのでしたら、そのようだと思うのですが、ただ、このようにお声をいただくということは、我々もこの問題に関して、今後、似たような事例が起きた場合にどうしていくのかということに備えて、まだまだ議論の余地があるのかなと私は個人的には考えています。

こうした関連のニュースを見ていると、7 月香川県の三豊市の幼稚園ではプールの水を出しっぱなしにした件で、55 万円を市が払ったというニュースを見ました。色々な解釈の仕方がある

と思うのですけれども、こうでなければならぬという一つの分かりやすい結論があるわけではなく、我々の公金ですので、それに対して責任もあるわけですし、一方でプールの施設管理というのがどこまで先生方の責務なのか、それから負担感がどうなのか、我々も教育委員会としてどのように、管理を一緒にしていくのかというところで、まだまだ考えるところがあると思います。

西有馬小をはじめとして、市内でも民間のスイミングスクールに指導を委託していたりする例もありますので、そういったことも含めまして、子どもたちに水泳の授業を展開しながら、どのように安全に、そして先生方に負担感なく管理しているのかというのを、また改めて考えていける場を持てたらいいのかなと思います。

以上です。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。今の御意見は、今回のこの請願についての審議は行えないけれども、しかし、今回起こった問題についてはとても重要なので、今後の教育委員会の会議の場でも検討する必要があるのではないか、という捉え方でよろしいですか。ありがとうございました。

ほかに何かありますでしょうか。

それでは、今の野村委員の御意見がありましたけれども、今後、何らかの議論をしながら、この同じような問題が起こったときにどう考えるかということ、教育委員会の場でも、また場を改めて議論をするということ、条件としながら、今回の請願第1号の取扱いにつきましては、審議を行わないというようなことでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【田中教育長職務代理者】

それでは、そのように決定したいと思います。

事務局として、何かありますでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

再発防止というか、二度と起こらないように、大前提として検討はしているところでございます。来年に向けて、色々なところを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございました。

それではそのように決定いたします。

<小田嶋教育長 着席>

【田中教育長職務代理者】

それでは、小田嶋教育長に申し上げます。

「報告事項No. 1 請願第1号の報告について」は、審議を行わないことになりました。ただし、今後、このような問題が起こらないようにということも含め、教育委員会の場で、また議論をするということも御意見がありましたので、そのような方向性を含みながらの決定ということにさせていただきました。

それでは、進行を教育長にお戻しいたします。

報告事項No. 2 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について

【小田嶋教育長】

では次に、「報告事項No. 2 令和5年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【松本教職員人事課担当課長】

よろしくお願いたします。

ファイルナンバー02、報告事項 No. 2のファイルを御覧ください。

「令和5年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」御報告させていただきます。

「1 実施結果」「(1) 試験日程」を御覧ください。

今年度の選考試験は、川崎会場と地方会場併せて4会場にて、第1次選考試験を7月9日(日)に実施しました。また、第2次選考試験実技試験を8月8日(火)、第2次選考試験面接試験を8月10日(木)から9月15日(金)まで実施しました。

合否の結果につきましては、10月13日(金)に、第2次選考試験受験者全員に結果通知を発送し、併せて合格者の受験番号を13時より市ホームページに掲載いたしました。

「(2) 合格者数」につきましては、小学校区分は252名、中学校/高等学校区分は159名、高等学校(工業)区分は3名、特別支援学校区分は25名、養護教諭区分は8名となり、合格者の合計は447名となりました。

「(3) 実施状況」につきましては、小学校区分の倍率は1.8倍、中学校、高等学校区分は2.7倍、高等学校(工業)区分は2.0倍、特別支援学校区分は2.7倍、養護教諭区分は9.9倍となりました。総受験者数が1,042名でしたので、全体の倍率は2.3倍となりました。

また、今年度より実施しました大学3年次在籍者推薦の結果につきましては、30名程度の募集に対して、39名が受験し、32名が合格しました。受験倍率は1.2倍となりました。

「2 その他」を御覧ください。

令和6年度につきましては、第1次選考試験を令和6年7月7日(日)に実施する予定でございます。

2ページ目は、過去2年間の実施状況、3ページ目の資料は、今年度の実施結果の詳細でございます。

以上で「令和5年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御報告ありがとうございました。この倍率がやはりどうしても気になるんですけども、我々も教育委員会事務局のほうで、広報にものすごく力を入れていただいている、その御努力は本当にありがたいことだと思っております。

私がこの3月までおりました大学でも、教員養成課程を持っておりましたが、学生の評判は非常によく、川崎は入ってからの研修の仕組みがともしっかりしているので、教師として育ていくためには、川崎は本当にいい自治体だと思うというような声が聞こえてきております。

ですから、今後とも実質的といいますか、中身的に、やはりその教師を育てる川崎市というようなことを、ますます推進し、教師に対する教育力というか、研修力というか、そういったことをさらに高め、また全国から、それに魅力を感じてきていただけるような、学生、教員志望者を集めていくように、さらにまたもう一段、高いレベルの広報の工夫をしていくということが大事かなと思っております。

ぜひ将来を担う子どもたちのために、いい先生がたくさん生まれてくることを望んでおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。教育委員ももちろん一緒に協力しながら、アイデアを出していければいいと思っております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございました。また、お疲れさまでした。

倍率、とても気になっているところですけども、もう一つ気になっているところは、今年初めての令和7年度採用予定者、来てくれてよかったというところと、あと実際に1年以上ぐらいあると思いますので、その間、どのような形で連絡を取るとか、あるいは何かなさるとか、そのことが分かると、さらに安心できるかなと思うのですが、よろしく願います。

【小田嶋教育長】

3年次推薦のお話ですね。願います。

【松本教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。今回合格しました32名の学生の皆さん、並びに推薦いただいた大学のほうにも、残り1年半の学生生活の中で、まずは大学での学びを大事にさせていただくということを前提に、私どものほうでも、希望制の研修を7回ほど組ませていただきました。

センターで行っている研修の一部であるとかを、共同でそこに参加させていただくような形で、

また、現場の様子を見るような機会であるとか、あと今回の32名の合格者の中での絆づくり、仲間づくりというのも、この7回の中で、できるだけ取り組んでいきたいというふうに思っております。

なお、合格者の中には、遠方の大学生の方もいらっしゃいますので、可能な限り、こちらオンラインを使いまして、研修に参加していただくような案内を送らせていただき、本日も学生の方と連絡の取り方について、電話等で確認を、そういった作業も進めておるところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございます。今回、本当に希望の種というか、学生さんたちにたくさん、私自身もお会いできてうれしい気持ちでいっぱいになりました。

ただ、今、普通の小学校にサポーターですとか、非常勤とかでいらしている、教員免許はあるけども、川崎市は落ちてしまった方々が、また来年度も川崎市を目指して1年間、その小学校、中学校で学びを続けて、ぜひ合格を目指すように繋ぎとめていってあげたらいいなと思います。よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

報告事項No. 3 令和5年度川崎市学習状況調査結果報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 3「令和5年度川崎市学習状況調査結果報告について」の説明を、カリキュラムセンター担当課長、お願いいたします。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

それでは、令和5年4月11日（火）から14日（金）までに小4から中3までを対象に実施した「川崎市学習状況調査」について御報告します。

ファイルナンバー03-1、報告事項No. 3のファイルを御覧ください。

本日は、「令和5年度 川崎市学習状況調査 報告 概要」を使って御説明いたします。

なお、ファイルナンバー03-2、報告事項No. 3資料につきましては、詳細版となっております。本日の説明では使いませんが、11月中に総合教育センターのホームページに掲載する予定でございます。

2 ページを御覧ください。

上段の「調査の目的」につきましては、児童生徒・保護者は、学習改善に生かす。学校は、授業改善、教育課程編制に生かす。校長会、各研究会、研究部会は、指導の手だて等を研究し、教員に伝達する。教育委員会は、経年調査することにより教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることとございます。

次に、下段、調査の概要を御覧ください。調査の内容については、教科調査と学習意識調査を行いました。

3 ページの左上を御覧ください。

調査結果の主な概要、教科に関する分析の結果についてです。4層分析につきましては、令和5年度から始めた分析方法です。川崎市内の受検者を小学校は2教科、中学校は5教科の合計点で並べ、上位から25%ずつをAからD層の4層に分けたものであり、数値はそれぞれの平均正答率を示しております。

次に、その右側、4層分析のパターン判定につきましては、A層とD層の平均正答率の差が50ポイント以上ある場合、層ごとの差の違いによって三つのパターンで分類しております。

今回の調査から、4層分析が可能となり、より児童生徒の状況を把握することができるようになりました。

4 ページを御覧ください。

小学校の国語と算数の平均正答率と4層分析の表です。青は、成果として捉えていること、赤は、課題として捉えていることを表しています。

青い囲み、A層の正答率は、国語、算数共に約90%でしたが、赤い囲みのA層とD層の差に着目すると、どちらも40ポイント以上の差になっております。特に算数においては、その差は学年が進むにつれて開き、小6のD層の正答率は、30.2%となっております。

5 ページを御覧ください。

中学校の各教科の平均正答率と4層分析の表です。青のA層の正答率に着目すると、国語と英語は共に90%を超えておりますが、赤のA層とD層の差に着目すると、国語を除いた4教科の差は、学年を追うごとに開いております。また、多くの学年、教科でD層の平均正答率が40%を下回っております。特に、数学の中3のA層とD層の差は65ポイントで、D層の平均正答率は16.3%でした。

6 ページを御覧ください。

意識調査の結果です。教科の理解度につきましては、青のA層に着目すると、小4から中3までの肯定的な回答は約90%であり、大きな変化はありませんが、赤の、D層に着目すると、肯定的な回答は、学年とともに減少傾向になっております。

7 ページを御覧ください。

「わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している」と、「授業で習ったことはそのまま覚えるのではなく、その理由や考え方も一緒に考えている」については、同じような傾向が見られており、青のA層について着目すると、小4から中3までの肯定的な回答は80%を超え、大きな変化は見られませんが、赤のD層に着目すると、肯定的な回答は学年とともに減少傾向にあります。特に、「わからないことはそのままにせず、わかるまで努力している」では、中3では42.7%となっております。

8 ページを御覧ください。

調査結果から見えてきた成果と課題をまとめました。左上、教科に関する分析結果から、A層の国語、算数、英語については正答率が約90%であり、学習内容が確実に定着していると捉えております。しかし、D層については、正答率が40%を下回り、A層とD層は学年を追うごとに、差が開く傾向であることが分かりました。

右上、意識調査につきましては、理解度において、A層の児童生徒は、どの学年においても約90%が「わかる」を実感しております。しかし、D層の肯定的な回答を見ると、減少傾向になっており、「わかる」を実感できていないことから、調査問題の正答率が低く、学習の定着が不十分であると捉えております。また、A層は分からないことは努力し、その理由や考え方にも着目しているのに対し、D層は分からないことに対して諦めてしまい、理由や考え方に着目できていないことが分かりました。

これらのことから、D層の児童生徒に着目し、全ての児童生徒が「わかる」を実感できる授業の実現を目指して、次のように考えました。

9ページを御覧ください。

カリキュラムセンターとしましては、学習状況調査の結果を生かした授業改善の視点として、次の3点について取り組むよう学校を支援いたします。

左から、1、「何がわかっている、何がわかっていないか」について、児童生徒自身が自覚できるようにすること。

2、わからないことに対して諦めず、粘り強く取り組むために、狙いを明確にしたペア学習やグループ学習を取り入れること。

3、いつでもGIGA端末等を活用して、学習に取り組める環境を整備すること。

以上のことから、全ての児童生徒が「わかる」を実感できる授業の実現を目指します。

10ページを御覧ください。

今回の状況調査の結果を、教育委員会事務局内で共有し、それぞれの関係部署が分析を行い、カリキュラムセンターと同様に教育施策の改善を図っております。

10、11ページは、教育政策室政策推進担当よりキャリア在り方生き方教育の視点での分析結果となっております。

11ページを御覧ください。

「みんな一緒に生きている」の視点において、上段二つの質問項目「学級みんなで協力して何かをやりとげ、うれしかったことがある」、「人が困っているときは、進んで助けている」に着目すると、全学年で肯定的な回答が多い結果となっております。

12ページを御覧ください。

人権・多文化共生教育担当より、人権尊重教育の視点での分析結果となっております。自分とは違う意見を尊重しつつも、自分の意見や考えを進んで出せていないことが課題として考えられます。

次に、13、14ページは、情報・視聴覚センターより、GIGA端末についての分析結果となっております。

13ページを御覧ください。

「GIGA端末は学習の役に立つと思う」に着目すると、全学年、肯定的な回答が多くなっております。

15ページを御覧ください。

小中学校での取組について、令和4年度からモデル校として協力いただいている小学校を例に御説明いたします。

令和4年度こちらの学校では、「学びに向かう力」の質問項目に着目し、調査結果から成果と課題をまとめました。右側の青と赤は小4の成果と課題でございます。これらを受けて、第4学年では伝える力の育成において、表現することに着目し、少人数グループ活動を行ったり、児童に問いを持たせる工夫を行ったりするなど、授業改善に取り組みました。

16ページを御覧ください。

令和5年度につきましても、「学びに向かう力」の質問項目に着目し、左の表は令和5年度の結果、右の表は同一母集団による経年比較となっております。

右の青に着目しますと、小4の児童が小5に学年が上がり、「なぜだろう」と感じる児童は約10%増加しています。しかし、左下表の赤に着目すると、「なぜだろう」と感じる児童は、ほかの学年と比較すると10ポイント以上低い結果となり、さらにD層の児童は、26.3%で、まだまだ課題となっております。

令和5年度の結果と同一母集団による比較から、D層に着目し、課題や教材を工夫するなど、授業改善に取り組んでおります。

モデル校の取組から、次年度は、全市小中学校で同一母集団の比較も可能となりますので、カリキュラムセンターといたしましても、より詳細に分析し、関係部署、各学校とともに、学習状況調査の更なる活用に努めてまいります。

また本日の資料の詳細版は、11月中に総合教育センターホームページに掲載するとともに、各種研修会や要請訪問等で活用してまいります。

以上で報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

質問等があれば、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

御説明ありがとうございます。今の説明を伺ってしまして、全体としても細かく各学年や各教科の分析ができて、授業改善に今後の期待が持てるなという気持ちを持ちました。

それで、この分析結果の、これから共有の方法、これが重要になってくるのかなと思いますので、川崎市も大きい自治体で学校数も大変多いですし、学校によってもこの表以外の学校独自の色々な、状況の違いというものがあると思うんですね。ですから、具体的な授業改善にどうふうにつなげていくかということ、細かく考えながら情報の共有というか、この分析結果の共有も必要になってくるのかなと思います。

それからモデル校での取組についても、好事例として大切なものだと思いますので、こういった取組というの、やはり具体的に細かく改善の過程なんかも含めて、現場と共有するということが大切かなと思いました。

家庭学習の改善充実ということがうたわれていますけれども、これも保護者へのこの分析結果の共有ですとか、あるいは児童生徒本人に対する共有の仕方、こういったことも工夫をしていた

だきながら、ぜひこの分かる実感、できる授業の実現に向けて、カリキュラムセンター、それから現場、保護者、色々な方との協力、共有を見て、さらに進んでいくことを期待したいと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。私も保護者の一人として、結果の色々なものを拝見して、分野ごとに自分の子どもは、どこが苦手なのかというところとか、こうしたことをやってみようという提案を子どもが読めるような平仮名、全部が漢字ではなくて、子どもたちが読めるような表記でアドバイスがされているので、親子で一緒に資料を見て共有化しやすいなと思いました。

もし分かればなんですけれども、実際にQRコードなどを使って、どのぐらいのお子さんが振り返りというか、苦手なところを自習に取り組んだのかという、もし調査結果があったり、もしくはこれからする予定があれば教えていただきたいということが一つ。

それから、小学校4年生で私の息子も初めて受験したんですけれども、すみません、身近な話で申し訳ないんですけど、彼いわく問題用紙と解答用紙が分かれている形式のテストということ自体が、初めてで戸惑ったそうなんです。普段、カラーテストって問いがあって、すぐ下に回答欄があるので。ですから、今回取り組んだテスト結果も、本当に苦手で答えられないのか、それとも問題の様式というか、テスト様式が彼らになじんでいなくて、回答がしにくかったりとか、時間が足りなかったりするのかなというところもありますので、そういったところもどんなふうにフォローしていくのがいいのかというの、考えられるといいのかなと。GIGAでのテストに切り替わっていくという話も聞いていますので…。違いましたか。ごめんなさい、訂正します。

今後ともどんな取組をすると、子どもたちの本当の理解度が測れるテストになっていくのかというところを、また特に考えていけたらいいのかなと存じます。

【小田嶋教育長】

では、御質問に対して、お願いします。

【鵜木カリキュラムセンター担当課長】

ありがとうございます。まず、QRコードの使用の状況なんですけれども、夏の段階で昨年度よりかなり増えているという結果は聞いておりますが、詳しくどれくらいまでは、まだ把握していませんので、これから把握させていただこうと思っております。

それから、様式の件なんですけれども、今年度初めての取組ということもあり、各学校では様々な工夫をさせていただいております。そういった取組の工夫を、9月の末に、担当者説明会を行った際に、情報を集めております。またアンケートも取っておりますので、事前にどういったことを、支援をしておけば子どもたちがやりやすくなるかということも、今後の年度末の説明会等を

行いますので、そういったところで伝えていこうというふうに考えております。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

実際4年生などにとっては、こういう形式のテストで、しかもかなりの時間をかけてということで、事前練習という大変ですけど、そういった形式に慣れるような取組をした学校もあったということですか。

【鵜木カリキュラムセンター担当課長】

例えば、アンケートをモデル校では、去年は同じ日に、調査とアンケートを両方やって、4年生については、今年度はアンケートを別日に行うという実践を、担当者説明会で報告をしていただきました。そうすると、4年生は初めてなので、どちらも落ち着いてといたしますか、一遍にやるよりは落ち着いて取り組めたという報告を受けておりますので、そういった好事例はこちらからもどんどん発信していこうと考えております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。アンケートもかなりの数、あるんで、子どもにとっては負担になっているのかなということで、多分、今みたいな工夫があったのかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。このテストは、私は教室の中には入っていないんですけど、廊下から見ても、机の向きを廊下側に向けて、前を向いていると近いので、廊下側に向けて一定の距離を取ってなど、普段と全く違う様子で受けているので、子どもたちにもきちんと試験というものの緊張感が伝わっているなと思い、学校中がすごい静かになるので、これはいいことだなと思って、廊下を通っておりますが、1個、ごめんなさい、こういうのを見ると気になるんですけども、A層のお子さんたち、理解度の高いお子さんたち、D層の児童生徒に着目、もちろんとても大事なことです。ただ、このD層の中には、教室にいられない子、もしくは教室内を歩き回ってしまう子、隣の子を妨害してしまう子、分からないからゆえなんですけども、そこはそこでももちろん大事な対処があると思うんですけど、そういった子たちに対処をせざるを得ない場合のときにいつも気になるのが、B層、C層の子どもたちの学ぶ権利が、授業が止まってしまうことによって、もう一步のところまで終わってしまうというシーンを見かけることがあります。

なので、もちろんD層に寄り添っていくことによって解決するとは思いますが、そういった学んでいきたい、もうちょっとこれをやりたかったのという思いのお子さんもいるということも、ぜひ念頭に入れていただきたいというか、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。御意見ということで、よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

データと御報告ありがとうございます。毎回、去年もそうだったんですけども、とても大事なデータだなと思って、見させていただいております。

やっぱりどうしてもD層の子たちがとても気になってしまうんですね。9ページにあるように、状況調査の結果を生かした授業改善の視点ということなんですが、もしかして、そもそもD層の子たちが課題を見つける見つけ方、問う仕方自体が分からないのではないかと。そうするとA層とD層では根本的に、一つの教え方ではあまり通用しないのかなという感じがしますので、だから、何かここではすごくとてもきれいに書いたりとかしているのですが、特に気になったのは、グループ学習とか、ペア学習だとか、コミュニケーションが取れている子で、自分が何か分からない児童生徒だったら言えるし、教えてもらうということができのですが、その発言できない場合には、多分聞けないし、そもそも何が分からないのか分からないし、というところの工夫となってくると、このグループ学習、ペア学習できっと、実際的にはもうちょっとD層の子たちの分析を進めて見ていく必要があるかなという感じがして、そういう意味ではA、B、C、Dで分けて、データを分析するときには当然いいんですけども、D層の子たちがもう少し何か工夫、もしくは分析を重ねていただいただけだと、これが例えば不登校の未然防止につながったりとか、いじめの未然防止につながることも可能なかなというふうに思っていますので、何か方法があったら教えていただきたいということと、このデータの中ですごくほっとしているページがあるんです。

それは何かといいますと、11ページです。色々出ていて、A層、B層、D層と見ていたんですが、私たちのまちかわさきの視点、今住んでいる地域の行事に参加しているというのは、ここでA層とD層が逆転しているんですよ。何かすごくほっとしまして。つまり、勉強についてはとまっているんだけど、もしかしてD層の子は結構地域に参加したりとか、地域の中で結構自分のよさを発揮したりとかということも、もしかして読めるのかなという感じがして、ここはすごく大事にしたいなと。これは感想です。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。D層に注目して、D層をどう分析していくかというのは、本当に大事になってくると思うのですが、今そういう御質問もあったと思いますが、現時点でその部分で、方向性等あれば教えてください。

【鶴木カリキュラムセンター担当課長】

ありがとうございます。学校では当然、先生方は、学習が苦手な子は把握していると思うのですが、それがより可視化されたというのが今回の大きな特徴かなと思っております。

また、子どもたちにも、先ほどお話ありましたが、個人票が返っていますので、先生がおっしゃっていたとおり、自分が、何が分かっていないかが分かっていない状況だったということが、何が分かっていないのかというのが、「見える化」されてきているかなというふうに思います。その共有を、児童生徒と先生が、共に情報を共有できているということが一つ、大きな強みにな

ったのかなというふうに捉えています。

学校では、D層の子たちのまたその多様性といいますか、また様々な状況があると思いますので、そこは日頃、先生方が様々な工夫をされていらっしゃると思いますので、そこにこの数値を生かしてやっていただければというのがまず一つと、それから全市の傾向を把握しても、やはりこれはD層の子がちよっと開いてきているというのが見えてきているので、どの層ももちろん大切なのですが、特にそのことについては、学校を訪問したときとか、あるいは様々研修を行っておりますので、そういう場合でもこういったデータを使って、根拠としつつ、学校を支援していきたいなというふうに考えております。

【芳川委員】

もう一ついいですか、すみません。

ありがとうございます。ぜひやっていただきたいです。

あともう一つ思いましたのは、A層の保護者は、きっとかなり日頃から、お子さんについての様々な教育のその評価について、綿密に見てくださる保護者が多いかなと想定していて、そうすると、B、C、D層の保護者たちにも、できればこのデータから何が読み取れるのか、お子さんには何を伝えているのかとか、時間があつたときに一緒に共有していただく、そうすると子どもと家庭と学校が、またちよっとつながるポイントが太くなってくるのかなというふうに思いましたので、よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも緻密な分析をありがとうございました。私のほうから三つほどお話いたします。

1点目は報告にありましたように、個人ベースで経年変化を追えるようになったという、これとてもすばらしいことだと思いますので、今後もこれをさらに活用しながら、子どもたちの変化を、個々のレベルでの変化を追いながら、改善策を考えていくということをやっていただければありがたいなと思いました。

2点目は、以前も言ったかもしれませんが、今日も御発表の中で何十%の差というふうに報告されましたけれども、多分これ、今日ぐらいのデータであれば統計的な検定ができると思うんですね。平均値の差の検定とかですね。ですからぜひ、統計の検定をやりながら、この部分はちゃんと統計的にも意味があるとか、あるいはある程度差があるように見えるけど言えません、ということがきちんと明確になったほうが、説得力があると思いますので、今後検討していただきたいと思います。

3点目は、私もやはりD層にすごく思い入れが出てきたといいますか、本当にこのデータを見ると、学校で勉強していて、つまらないのではないかなという気がして、何とかならないかなというのが率直な気持ちです。それで授業改善のほうは、本当に力を入れてやっていらっしゃるというのがよく分かりますし、また芳川委員が言われたように、改善の仕方もう一工夫という

ことが、とても大事だと思いました。

ただ、もう一つ大切なのは、芳川委員も言われた学校外での活動ですね。そこでのことも踏まえて考えてみると、我々も何かに行き詰まって駄目だというときに、ほかのことをやってみると、何か自分に色々なことができそうな気がして、今行き詰まっているのを乗り越えられる気がするわけですね。これ誰でもやはりこの内発性というか、自分自身の中から出てくるやる気というか、また自信がつけばできるような気がするとか、そういう何か内発的な動機づけがうまくいくことによって、授業改善の努力、プラスアルファの効果が出ると思うんですね。

ということは、授業の方法を工夫するのはとても大事なことだと思うんですけども、それとともに、子どものやる気を引き出すためには、授業以外の場で、いかに人間として自信を持てるかということではないかと思うんです。

まず、カリキュラムの中で言うと、実技系の科目で、もし何か体育であるとか、図工であるとかで、何かいいことをやって褒められたということがあれば、それをうまくみんなで捉えて称賛し、その子が算数や国語でもやる気が出るように持っていけるといいなとかですね。カリキュラム外でも休み時間にドッジボールがすごく上手だったりとか、そういうのを捉えて称賛し、やる気を出してもらおうとか。

さらには、芳川委員からお話があった学校外のことですね。地域の活動とか、あるいは子どもたちそれぞれ、こども文化センターとか、わくわくプラザとか、場合によっては市民館とか、地域教育会議とか、社会教育の場でそれぞれなりに関わりを持っている子が少なくないと思うんですね。そういうところでの情報も学校でうまく集約できて、それぞれの子が、D層の子が、この子はここで活躍できた、この子はここで活躍できたということが分かってくると、それぞれ、まさにその個に応じた教育がやりやすくなってくると思います。ただ、それを先生方に要求するのは難しいと思いますから、やはり学校と地域をつなぐコーディネーターの方とか、社会教育の方にも一緒に頑張ってもらって情報を整備することが大切だと思います。これこそ教育委員会の中に学校教育と社会教育がある意味がとてもあると思うんですね。

教育委員会として総合的に個々の子どもを捉え、その子の、それぞれの子の内発性をどうやって引き出すか、それぞれの子が自信を持てるように、特にD層について、学校を超えて地域全体で、教育行政全体で取り組んでみるということも大事ではないかなと思いました。ぜひD層の子が、明るく元気に勉強できるようになるといいなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

色々な視点からの御意見、ありがとうございます。

私からも一言言いますと、授業改善の視点として三つ、9ページに1、2、3と赤くなっているところ、さっき芳川委員もおっしゃったところですけど、特に2番の、ペア学習やグループ学習の工夫を効果的に取り入れていくというのは大事なんですけど、その前に書いてある、ねらいを明確にしたという、それぞれのD層の子の苦手な、できない原因背景があるので、そこを分析して、その背景をしっかりと意識した上で、どういうねらいでこの学習をするのか。ついつい活動があって、なかなか目標が、教員もそうですけど、子ども自身がしっかり見えていないと、その活動が効果的に生きてこないと思うので、そこところが非常に重要だなというふうに思っています。そういった点も含めて、この結果をより有効に使えるように、まだまだ本当にこれから

だと思っております、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、報告事項No. 3はよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 4 令和4年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 令和4年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について」の説明を、指導課担当課長、お願ひいたします。

【河原指導課担当課長】

それでは、令和4年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果につきまして、御報告をさせていただきます。

ファイルナンバー04、報告事項No. 4のファイルをお開きください。

お手元の資料は、文部科学省の調査に合わせ、神奈川県が実施した「令和4年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたものでございます。

なお、10月4日に文部科学省からは、当初の予定より早く公表されましたが、本市におきましては、10月16日に報道発表させていただいております。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。調査の内容は、「暴力行為」、「いじめ」、「長期欠席」の調査となっております。

表紙の次の1ページを御覧ください。

1ページには、本市における「暴力行為の概要」と「いじめの概要」を記載しておりまして、続いて2ページには、「長期欠席の概要」を記載しております。具体的な内容につきましては、3ページ以降の資料にて御説明をさせていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

市立小・中学校における暴力行為の状況について御説明いたします。

(1)は、過去5年間の「暴力行為の発生件数の推移」を示しております。

表の右端にあります令和4年度の欄を御覧ください。

小学校における暴力行為は、239件で、前年度から45件増加しております。中学校における暴力行為は、197件で、前年度から50件増加しております。

(1)の下段のグラフを御覧ください。過去10年間の「暴力行為の発生件数の推移」を示したものでございます。令和4年度の小中学校における暴力行為の発生件数の合計は、最多となっております。

次に、(2)は過去5年間の「暴力行為の形態別発生件数の推移」をまとめたものでございます。表の右端にあります令和4年度の欄を御覧ください。小・中学校共に、最も多いのは2段目の「生徒間暴力」で、小学校は174件、中学校は138件で、全体の占める割合は小・中学校共に約7割が生徒間暴力でございました。

4ページにまいりまして、(3)は過去3年間の「学年別加害児童生徒数の推移」をまとめたも

のでございます。表の下段にあります令和4年度の項を御覧ください。昨年度の比較では、小学校では、1、2、5、6年生が増加し、3、4年生が減少しました。中学校では、全ての学年で増加しました。その推移の状況を示したものが、(3)の下段のグラフでございます。

また、下の(4)は、過去5年間の「繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数の推移」でございます。表の右端にあります令和4年度の欄を御覧ください。小学校は13人で、昨年度より4人増加しております、中学校はゼロ人でした。

暴力行為の増加の原因につきましては、いじめの認知に伴うものやコロナ禍において、他者と触れ合う場や機会が減少し、発達段階に応じたコミュニケーション能力や感情をコントロールするスキル等が身につけられなかった児童生徒がいる中で、令和4年度におきましては、様々な活動が再開され、児童生徒の接触機会が増えたことも要因の一つであると想定できます。

今後、共生*共育プログラムや様々な教育活動を通して、人間関係づくりのスキルの向上に取り組んでまいります。

暴力行為につきましては、引き続き、暴力を明確に否定し、き然とした対応と学校全体で暴力を許容しない雰囲気づくりに取り組むとともに、暴力行為に至った児童生徒の声に丁寧に耳を傾け、暴力に至った理由、心情や抱えている背景等について、本人の内面の理解に努め、学校と保護者、関係機関との連携を図りながら継続的に指導や支援を行い、暴力行為の減少に努めてまいります。

続きまして6ページを御覧ください。市立小・中学校における「いじめの状況」でございます。

(1)は、過去5年間の「いじめの認知件数の推移」でございます。表の右端にあります令和4年度の欄を御覧ください。

いじめの認知件数は、小学校が4,614件で、前年度から108件増加しております。また、中学校は318件で、前年度から43件増加しております。

(1)の下段のグラフを御覧ください。いじめの認知については、小学校の認知件数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時休業を実施した令和2年度は、前年度を下回りましたが、平成28年度以降、毎年約1,000件近く認知件数があり、増加しております。文部科学省では、「いじめの認知件数が多い学校について、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っており、教職員の目が行き届いているあかしである」と肯定的に評価をしております。その認知に対する考え方が浸透してきており、各学校が積極的に認知を行い、早期対応を行っていることも増加の要因の一つと考えております。

7ページを御覧ください。

上段の(2)は、過去5年間の「いじめの学年別認知件数」でございます。表の下段にあります令和4年度の項を御覧ください。小学2年生、中学2年生を除いた全ての学年で増加しております。

(2)の下段のグラフを御覧ください。小学校では、5年生から減少傾向になり、中学校では、学齢が上がるにつれて減少傾向となっております。

小学校低学年や中学年で起きたいじめも積極的に認知し、発達段階に応じて適切に指導を行うことで、高学年での減少傾向になっていることがうかがえます。

下段の(3)は、「いじめの態様別認知件数」でございます。いじめの態様別で1番多いのは、1段目の「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっております。また、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」が小・中学校共に増加をしております。

ます。

次に、8ページを御覧ください。

上段の(4)は、「いじめの発見のきっかけ」でございますが、「学校の教職員等が発見」したものを上の段に、児童生徒や保護者など「学校の教職員以外からの情報により発見」したものを下の段に示しております。

小・中学校共に、中段にある「学校の教職員以外からの情報により発見した」のうち、内訳の一番上にあります「本人からの訴え」が一番多くなっております。

下段の(5)は「いじめられた児童・生徒の相談の状況」でございますが、昨年度と比較し、他者へ相談した件数の割合は、増加しているものの、小学校では、表の下段にあります「誰にも相談していない」と回答した児童が増加しておりますので、児童生徒からの訴えを待つばかりでなく、教育相談やアンケート調査等を通し、積極的に児童生徒の状況把握に努め、早期発見・早期対応に努めるとともに、SOSの出し方・受け止め方教育の一層の充実を図り、安心して相談できる体制づくりに努めてまいります。

9ページを御覧ください。

(6)は、過去5年間の「いじめの解消状況の推移」でございますが、いじめの解消につきましては、下段の四角囲みの①及び②にありますように、「いじめに係る行為の解消」及び「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも二つの要件が示されております。前述のとおり、小中学校共に認知件数が増加しておりますが、小学校では、解消率が、昨年度より、改善しております。なお、(6)の三つの各表の右端の欄の数字は、令和4年度に認知したいじめの解消率の追跡調査の結果でございますが、今年度7月20日時点における、小・中学校のいじめの解消率を合わせると、97.5%ございました。学校が児童生徒の進級・進学に際して、前年度の引継ぎを基に継続的な支援を行っていることがうかがえます。

10ページを御覧ください。

(7)は「学校におけるいじめ問題に対する日常の取組」を記載しております。

いじめに対しての取組でございますが、全教職員が、いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に影響を及ぼす深刻な問題であることを改めて共通認識し、日常から学校全体で、人権尊重を基盤とした教育活動を展開するとともに、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止や早期発見及び迅速かつ適切な対応が組織的にできるよう、教員向けの校内外の研修の充実を図り、各学校の体制づくりへの支援に努めてまいります。

12ページを御覧ください。市立小・中学校における長期欠席の状況でございます。

(1)は、過去5年間の「理由別長期欠席者数の推移」を示しております。左が小学校、右が中学校となっております。表の下段にあります令和4年度の項を御覧ください。小学校の不登校児童数は1,144人で、前年度から197人増加し、中学校の不登校生徒数は1,672人で、166人増加しております。なお、一昨年度の調査から、長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が追加されており、小学校では93人で、昨年度から527人減少しています。中学校が66人となっております。11人減少しています。なお、「その他」の項目の主な内容は、インターナショナルスクールへ通学している者や、外国での長期滞在で欠席している者等でございます。

次に(2)は、過去5年間の「不登校児童生徒数と欠席日数別不登校児童生徒数の推移」でございます。不登校出現率は、1,000人当たりの不登校児童生徒数です。下段に過去10年間

の推移をグラフに示してございますが、令和4年度の不登校児童生徒数は、小中学校共に過去10年間で最多となっております。また、90日以上欠席し、不登校の状態が長期化している児童生徒も過去10年間で最多となっております。

13ページを御覧ください。

(3)は、過去5年間の「学年別不登校児童生徒数の推移」でございます。

表の右端にあります令和4年度の欄を御覧ください。全学年におきまして、最多となっております。また、中段のグラフにありますように、学齢が上がるに従って、不登校児童生徒数が増えていく傾向がございます。また、中学1年生を除いた全ての学年で、昨年度より増加しています。平成30年度と比較してみますと、小学生の増加が顕著でございます。

次に14ページを御覧ください。

(5)は、令和4年度の「不登校の要因」をまとめたものでございまして、「学校に係る状況」、「家庭に係る状況」、「本人に係る状況」に分類しております。主たる要因といたしましては、小・中学校共に、右から二つ目の本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで、小学校では右から五つ目の「親子の関わり方」、中学校では右から三つ目の「生活リズムの乱れ、遊び、非行」が多くなっています。

(6)は、過去5年間の「指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移」でございます。表の右下でございますが、小・中学校全体で27.9%となっております。不登校者数の増加により割合は前年度を下回っていますが、児童生徒への状況に応じた学校の支援策により、登校できるようになった児童生徒数は、小中学校とも増加しています。

不登校の要因としては、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられますが、その要因は、多様であり複合的な場合もありますので、日頃から、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育相談やSOSの出し方・受け止め方教育の充実と、「チーム学校」による校内支援体制の強化を図り、新たな不登校児童生徒を生じさせない取組や早期発見・早期支援の充実に努めてまいります。

また、不登校傾向の見られる児童生徒については、登校するという結果のみを目標にするのではなく、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、関係機関とのより緊密な連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な教育機会の確保に努めてまいります。

16及び17ページは「参考資料1」といたしまして、神奈川県が作成した県内の「暴力行為」「いじめ」、「不登校」の地域別の状況でございます。16ページの上の表の1の地域別の「暴力行為の発生件数」では、川崎市は、上から2段目でございますが、1,000人当たりの件数は、他都市と比べて少ない状況でございます。また、下の表の2の地域別の「いじめ認知件数」及び17ページの「長期欠席児童生徒数」の1,000人当たりの人数も他都市に比べて少ない状況です。なお、17ページの表の見方でございますが、2段目にある川崎市を御覧ください。上段が小学校、中段が中学校、下段が合計とその下に米印がございます。その米印の列にあります、36.3という数値が長期欠席児童生徒数1,000人当たりの人数であり、27.0という数値が長期欠席児童生徒数のうちの不登校児童生徒数1,000人当たりの人数となります。

18ページは、「参考資料2」といたしまして、全国の「暴力行為の発生件数」の状況を、次の19ページは、「いじめの認知件数」の状況を、さらに20ページには、「不登校児童生徒数」の状況を示したものでございまして、それぞれのグラフを御覧いただくと分かるかと存じますが、

おおむね全国の調査結果も本市と同様の傾向が見られましたが、いずれの項目についても本市は、全国に比べて少ない状況でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

では、質問等あればお願いします。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。私は、暴力行為についてなんですけど、小学校1年生と2年生の暴力加害児童の児童数が、一気に増加しております。これは本当に現場にいて日々、実感していることでありまして、要因は分かりませんが、例えばコロナ禍の間に幼稚園時代を過ごした、横とのつながりを持っていない時代が何年もあったこととかも関係するのかもしれませんが、個々の生徒の、児童の抱えている背景の複雑さも、多々あるとは思いますが。

ただ、ここに出ている数字、申し上げにくいのですが、多分、現場では、もっと多くの案件が未然に防がれていると思います。これは明らかになったものだけであって、未然に防ぐというのは、例えば、暴力行為は隙間時間に起こるんですね。休み時間はもちろんですが、給食の配膳の時間、絵の具を洗いに行っている時間、トイレ休憩の時間など、ほんのちょっとの隙間時間に起こります。なので、その時間に絶対に目を離さない、大人が何人も廊下に控えていたりとかして、その暴力行為を寸前で止めているというシーンが多々見られます。現に、私自身も巻き込まれたこともありますし、私と教務の先生と一人ずつ子どもを抱えて廊下にしゃがみ込んで、その子が落ち着くのを待つといったシーンもございました。

なので、その暴力行為を未然に見つけるというのも、教員の方々のスキルの一つであって、ベテランの方々は、本当に今の時間は、隙間時間をつくらないという授業運びができるんですが、やはり若い新人の方とかは不慣れだったりするので、その点が、ちょっとできなかったりするので、そういったことの縦の連携をぜひ取っていただいて、情報共有をしていただきたいのと、あと隙間時間をつくらないということは常に先生方が緊張していなければいけない、そのストレスに関してもぜひ寄り添っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

今の森川さんのお話に関連していますが、暴力行為の未然防止とか、今これを見ていますと、人に注目して、当事者の子ども、児童に寄り添うとか、理解をするというのも非常に大切です、そういった人へのアプローチというのも、ものすごく大切ですが、またもう一つ、学校内の環境整備というのも非常に大切だと感じています。ですから、暴力行為であるとか、いじめの中の犯

罪を誘発しやすい環境、状況というのを、できるだけ抑える、なくすということが大切になってくると思うんです。

どういうことかという、例えば出入口の鍵をしっかり閉めるとか、窓ガラスもしっかり閉めるとか、あるいは、先生方、声かけをすとか、挨拶をすとか、教室の整理整頓ですとか、特に部室なんかは、何か中学校の場合は、ちょっと目が行き届かないかなという気もしなくはないので、そういったところ、細かくて地道なことなんですけれども、環境を整えるということも、物理的に暴力行為であるとか、犯罪を抑止する上では、大切になってくる部分なので、学校の内外で環境整備というところにも、ぜひ目を配っていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ほかの方がいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。質問とお伝えしたいことと含めて、三つほどあるんですけれども、まず一つ目にお尋ねしたいのが、いじめの内容の中で、7ページ、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷、嫌なことをされるという項目があります。私も親としても、もし子どもがパソコンやもちろんスマホのやり取りの中で何かあったときには、すごく気づくのが難しいなと思っています。

ただ、これって人間関係自体は学校から続いているものであっても、スマホでの問題というのは、プライベートな家での時間が問題だったりもして、学校の先生方というのはスマホなどで問題が起きたときには、それは御家庭での時間の問題ですというふうに切り離して対応なさる先生もいらっしゃるし、人間関係として一続きだからと、学校の問題として一緒に考えてくださる先生も両方いらっしゃいます。どちらの考え方も特に間違っているというわけではなくて、いらっしゃると思うんです。私たち教育委員会としては、こういった問題を先生の対応のどこまでの範疇と考えているのかというところをお伺いしたいのが、まず一つです。

それと、いじめの問題で、発見のきっかけのところにも言えていない子がいるというのは、私はここでの報告、去年も気になっているなと思っています。

また、都市ですと大阪とか名古屋で心の天気というアプリを使って、毎日の小さな子どもたちの心の動きを捉えて、曇りや雨が重なると一つのサインかなというようなアプリがあります。川崎もGIGA端末を通して、相談があるところをクリックする場所があるんですけれども、息子に聞いてみても実感として、アクセスに何クリックか工程が必要で気軽さがあまりない、何か起きたときに初めて相談先を探すという形になるので、結局誰にも言えない子にとっては、相談するハードルはGIGAであっても、何ていうか、高くなってしまおうと思うんですね。

ですから、ぜひ日々の心の様子を捉えられるような仕組み、先生のみだけでは行き届かないような部分をフォローできるようなアプリの導入なども考えていただけるとうれしいかなと思います。心の天気、スクールライフノートさんが出しているアプリが、参考までですけど、そういったものもあります。

それから、不登校で長期欠席の理由の中に、親子との関わりが原因というのが多かったという

御報告がありました。実際にもし自分の子どもが不登校になったときに、親御さん御自身も悩まれると思うんです。孤独に取り残されていく方、周りでもよく見えています。でも実際は、どこに相談していいのかわからない、なぜだか親御さんに情報が届いていないことはよくあるので、年度の初めに相談先の一覧なんかを配られていますし、カードなんかで子ども向けには相談先一覧が配られています。親御さんにも積極的に不登校の長期欠席の問題でも相談できるんだということが分かるような形で案内が定期的にあると、すごく相談しやすいかなと思うので、そのあたりの広報も考えていけたらいいなと思います。

長々失礼しました。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

質問としては、スマホやパソコンでのトラブルへの教員の関わりということで、お願いします。

【河原指導課担当課長】

ありがとうございました。御質問の件でございますが、やはり学校以外のことで、例えば放課後のことであつたとしても、携帯を介してやり取りをしているのが、結局学校に両方が在籍しているお子さんであるというケースが、まずほとんどでございます。そういった状況の中で、学校外で起きたところだからというようなことではなくて、やはりそこは、双方の子どもたちが学校で同じところで生活をしている環境でございますので、その辺はやはり学校としては、もちろん御家庭の保護者の方とも御協力をしながら、そこがやはり一番のポイントになるのかなという感じはします。学校で起きたこと以外だから、学校は関係ないですよということではなくて、学校と保護者とともに、そこは考えていきたい、対応していきたいというような姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

今の説明は、基本的な姿勢かなと思います。

ただ、今ここに数字で表れているのは本当に少ないんですけど、全国どこも確実に数字は上がっていて、だけど、本当に氷山の一角だということに言われていて、見えないものがたくさんあると思うので、そこをどうキャッチするかというのは、川崎もそうですけど、全国大きな課題として今考えているところです。

ほかには。芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。色々なことが気になったりしているのですが、まず、一番気になっている質問をさせていただきたいのは、4ページでしょうか。

暴力のところなんですけれども、小学校1年生が31という数字が出ていると思うんですけれども、そこはどのように解釈したらいいのかとか、ちょっとそこの中身というか、意味付けがちょっと分からないので、教えていただけますか。

【河原指導課担当課長】

ありがとうございます。先ほども話がありましたが、コロナ禍というようなこともありますが、成長発育段階でというところで、ほかのお子さんとのそういうコミュニケーション能力というのは、なかなか短期間で身につくものではございませんし、やはりそれが、年齢が低ければ低いほど、その辺は難しいと思います。なので、子どもたち同士で共に学校生活の中で、例えばですけども、行事であるとか、授業であるとか、そういう環境がやはりある程度の期間必要であり、それを通してコミュニケーション能力というものは身につくと思いますので、やはりこの辺は小学校1年生というところでは、先ほど申したとおり、コロナ禍ということもあったんですけども、やはりそういったところでコミュニケーション能力がない、そういった中で、コロナ禍からだんだん普通の学校生活に戻ってくる。そうすると、子ども同士の接触する機会も増えてくるというような状況で、暴力の件数が増えたということも一つの要因だと考えております。

【芳川委員】

ありがとうございます。確かに今年になって、新型コロナウイルスの影響がどんどん色々なところで見えたりとかしていつているんですが、今おっしゃったところと関連していると思うんですが、もう一つは、このコロナの環境の中で、幼、保、小との連携が薄くなっているのではないかなという感じがしていて、幼稚園、保育園教育と小学校と全然違うわけですので、何かすごく小学校に上がってから戸惑う子どもたちがとても多いんですよ。

今までそういう連携をしたりとか、コロナ前は、川崎はやっておられたと思いますので、何か単にランドセルを準備して小学校に入るんだよということではなくて、世界が変わること、時間割があることとか、いわゆるスタートプログラムですね。そこ辺りが何か、もしかして私たちがコロナのほうに気を取られている間に丁寧にできていなかったかなという感じがしていて、それがコミュニケーションに伝わるし、また実際に暴力、いじめの件数、小学校が結構多くなったりとかしている感じがしますので、そういう意味ではコミュニケーション能力プラス、多分川崎がずっと大事にしてきた共生教育のほうを大事に、さらに大事にして、教育という形で感情のコントロールを上手に、成長してもらえるといいなという感じがしています。

これは多分、小学校だけではなくて、10ページを見ていてもそういうふうに思ったのですが、学年別いじめの認知件数なんですけど、あれというふうに思っていたんですけど、1年生から4年生までほとんど同じパーセンテージですよ。ということは、ちょうどコロナが4年間くらいですから、実際に4年生までの間は、このコミュニケーションに関する成長が、やっぱりちょっと薄くなっているんで、そこは必要かなということと、あとコミュニケーションの関連したところ、今さっき質問があったと思うんですけども、パソコン、携帯という部分で、小学校も中学校も件数が増えているんですが、これは多分、ちょうどタブレットの学習と絡めて、情報教育リテラシーの関連の中で行うことができるのではないかなと思いますので、何か教育長が前、教育委員会会議の中ですごく大事なことおっしゃっていて、そうだなと思って、すごくいつも心の中に決めているのは、上手に栓を閉めること、そうすると、教育の中でどう栓を閉めていって、伝えていって、これはやっていいこと、やっていけないこととか、あと学校の意味であるとか、人と関わるスキルとか、まさしく多分いじめの件数が多くなればいいということだけではなくて、きっと文部科学省が言いたいのは、それは私たちが教育すべきところが見えてくるから、だからいっぱい件数を出してもらえてという意味でもあるのかなという感じがしましたので、そういう意味

では、これを読んでいて、ものすごくヒントがいっぱいあるなと思って、とてもありがたいデータでした。ありがとうございます。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

田中委員、いかがですか。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。これを見ていて、たまたまこの前の報告事項が、学習状況調査だったので、それとの関係も気になりまして、先ほどはA層からD層の違いというのが、教科の学習以外のところを改善することによって、D層の学習状況を上げることができるのではないかという話をしましたが、今度はまた、何か逆の関係もあるのではないかなと思ひまして、もう先生方は御経験で分かっているんだと思うんですけど、先ほどのA層からD層のデータと、今回の暴力行為のところとか、不登校とか、そういうのと恐らく個人ベースで分かると思いますので、全てデータ化して、AからDまでの層と、それから暴力行為をしたか、しないかというのと、一緒にして、その相関を見るということも、今後のことを考える上では参考データになるのではないかなと思うんですね。

学習状況を変えることによって、少しでも問題行動と言われることが減れば、それはもう非常に素晴らしいことだと思いますので、その辺りのデータも、もしデータ化できれば、それをして、確認していくということもあるのではないかと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

森川委員。

【森川委員】

現場にいるので、どうしてもすごく思い入れが多くて。

先ほどもお話ししたんですけども、もう本当に人数も増えていることもあるんですけど、ただ現場では、日々どうしていいかわからない、何でなんだろうねと先生方とお話しながら、ただもう毎日、暴力は駄目だよねというのを何度何度も、伸び代を信じて、伝えていくことしかできないねというふうに話し合っ、本当に先ほど言ったチームになって伝えているんですけども、それは小学生なんですけど、ただ、もう1個気になるのが中学生の場合は、私は保護司もしております、15、6歳ぐらいから担当、該当生徒になってしまうんですね。なので中学校の2年生くらいになると、本当にこんな言い方は変ですけど、あなた自身の損になる、一度失ってしまった高校生活は二度と手に入りませんから、あなた自身の損になるんだよという切り口で、相手がかわいそうだから駄目、相手がいるから、相手のために駄目ではなく、あなたの人生を失わないためにいけないという切り口で指導していただけたらどうかと、思っております。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。
皆さんに御発言いただき……。芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

言い忘れたところが、すみません。

もう一つちょっと言い忘れてしまって、いじめの部分ですが、10ページです。学校におけるいじめ問題に対する日常の取組というところで、目についたところは何かという、PTAなど地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設ける。そして、その後に警察署、児童相談所との連携というところが、ほかの前の部分に比べてちょっと低いんですよ。もちろん、警察との連携は、何かあったときという感じですから、これは低いということはいいかと思うのですが、ただ、いじめは根本的に決して個々の問題ではなくて、最近では学級の問題であり、学校の問題、さらに地域の問題でもあるという感じなので、多分学校でそれを問題にするということは、いかに教育するか、教育の観点を考えていくと、PTAにこのいじめはあってはならないということだけではなくて、むしろ発達成長期にいじめは起こりますよね。悪口言いたくなっちゃうときもありますよね。だから、学校から連絡が行ったときに、あまりびっくりしないように、子どもの話を聞いたりとか、そして本当に諭すような感じで、家庭でも協力していただけると何かいいのかなと。

地域によっては何か大変なことになっちゃったみたいなの、保護者が先に子どもを誤解して、子どもをかばうような感じの処理の仕方をすることもあるかと思しますので、これ普段から、いじめって何、とか、教育の観点で、どうそれを見ているかとか、むしろそれはPTAとか、そういう地域の協議会の中でこそ展開できるのではないかなという気がしますので、何か、そこの数字が高くなればいいなと思います。願いです。

以上です。すみません。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
では、よろしいでしょうか。
それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

8 議事事項 I

議案第25号 令和6年度川崎市立高等学校入学定員について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。
議案第25号「令和6年度川崎市立高等学校入学定員について」の説明を、指導課担当課長、お願いします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第25号「令和6年度川崎市立高等学校入学定員」について御説明いたします。

既に令和6年度の「川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」につきましては、4月の教育委員会臨時会におきまして議決いただいておりますので、本日は「川崎市立高等学校の令和6年度の入学定員」についてお諮りいたします。

議案の説明に入る前に、資料の説明をさせていただきます。

05-2、議案第25号資料のファイルを開き、1ページ目の「資料1」を御覧ください。

はじめに、県内の公立中学校卒業予定者数についてでございますが、上の表の太枠の「令和6年3月」の欄にあるとおり、神奈川県全体では、今年度の公立中学校の卒業生数を、前年度より999人減の6万7,003人と見込んでおります。川崎市内におきましても、前年度より303人減の9,908人と見込んでおります。

下の表を御覧ください。県内の公立中学校卒業生の進路状況別進学率についてでございますが、表の右側の太枠にありますように、令和5年3月卒業生につきましては、全日制への進学者は6万696人、進学率は89.3%でございました。

2ページ目、「資料2」を御覧ください。

神奈川県における公立高等学校全日制的入学定員計画は、公立高等学校の設置者及び私立高等学校の代表者で構成される「神奈川県公立高等学校設置者会議」において本年9月6日に策定されました。こちらの「資料2」は、同会議における資料を基に作成したものでございます。

公立高等学校全日制的目標設定に当たりましては、(1)にございまして「全日制進学率の向上を推進するため、公私おのおのが自らの責任として実現を目指す定員目標を明確にした上で、その実現に最大限の努力をする」という考えに基づくものでございます。

つきましては、(3)にございまして「公立中学校卒業予定者の動向に対応できるよう定員枠を確保する」とし、公立高等学校全日制的入学定員目標を3万9,850人程度としたところでございます。

これにより下の表の太枠にありますように、県内公立の全日制進学率は、59.5%となる見込みです。

それでは、令和6年度川崎市立高等学校入学定員につきまして提案させていただきますので、05-1、議案第25号のファイルを開き、議案書を御覧ください。

はじめに、「1 全日制課程」の入学定員についてでございますが、入学定員は、県内の公立高等学校の目標値に合わせて、神奈川県、横浜市、横須賀市と協議・調整しながら設定したものでございます。

令和6年度入学選抜における定員につきましては、神奈川県全体の公立中学校卒業予定者数が減少することが見込まれますが、次年度以降も、しばらくは川崎市内の公立中学校において卒業生数が増加することが見込まれるため、川崎市立高等学校におきましては、学校施設等の規模を考慮し、全日制全体における入学定員の合計を前年度同様の1,240人といたします。

なお、川崎高等学校普通科につきましては、併設の附属中学校からの入学者を入学定員に充てるため、入学者の募集は行いません。

次に、「2 定時制課程」の入学定員についてでございますが、定時制進学希望者へのニーズにもしっかりと対応していくことが求められております。

定時制への進学率は、予測が立ちにくい面もございまして、令和6年度の入学定員につきましても、前年度同様の350人といたします。

なお、川崎高等学校普通科の夜間部につきましては、令和3年度から募集を停止しておりまして、令和5年度末をもって廃止となります。

また、川崎高等学校定時制普通科昼間部において実施する在県外国人等特別募集でございますが、県内公立高等学校におきましては、1クラス2名程度を目安としておりますので、川崎高等学校におきましては、4クラス募集のため、募集定員を前年同様の8人といたします。

今後、受検生である中学生に対しましては、神奈川県、横浜市、横須賀市において定めた定員も含めて、県内公立高等学校の定員として10月下旬に公表するとともに、11月以降、「志願のてびき」等を利用し、周知してまいります。

最後に、05-3、議案第25号参考資料のファイルには、参考資料1といたしまして「令和5年度川崎市立高等学校入学者選抜結果」を、参考資料2といたしまして「令和6年度川崎市立高等学校における募集形態」を添付してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がありますでしょうか。

特によろしいですか。

それでは、議案第25号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

議案第26号 川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について

議案第27号 川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第26号「川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について」及び、議案第27号「川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について」ですが、これらはいずれも条例改正に伴い、必要となる規則の制定に関する議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、一括して審議いたします。

議案第26号及び議案第27号の議案2件の説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課

長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第26号「川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について」、及び、議案第27号「川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について」御説明申し上げます。

これらの議案につきましては、いずれも指定管理者の指定の手續等に関し定める規則でございますので、一括して御説明申し上げます。

はじめに、新たに制定する規則の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【米井生涯学習推進課担当課長】

御説明を申し上げますので、ファイルナンバー06-2、議案第26号・第27号資料を御覧ください。

中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館への指定管理者制度の導入スケジュールでございます。令和5年7月21日の教育委員会会議において、「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」及び「川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について」として審議いただいた条例改正議案につきまして、9月に市議会へ提出し、10月13日に可決しましたことから、指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるため、これらの規則を制定するものでございます。

本年度は、仕様書等の作成など、指定管理者の募集準備を行い、令和6年4月に指定管理者の募集の公告を行います。6月に外部有識者で構成する教育委員会事務局民間活用事業者選定評価委員会で指定管理予定者の選定を行った後、8月の教育委員会会議において指定管理予定者について審議いただき、9月に、市議会へ指定管理者の指定議案提出を予定しております。10月には指定管理者と協定書を締結した後、指定管理者による運営開始準備を行い、令和7年4月から指定管理者による運営を開始する予定でございます。

なお、参考資料1として、市民館条例及び図書館設置条例の抜粋、参考資料2として、市民館使用規則、参考資料3として、図書館規則、参考資料4として、8月22日の教育委員会会議に報告をいたしました「市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について」を添付しておりますので、後ほど、御参照願います。

説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー06-1、議案第26号・第27号をお開きください。

初めに議案第26号について御説明いたしますので、6ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、2ページを御覧ください。

新たに制定する規則においては、先ほど生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げましたと

おり、今後指定管理者による運営を開始するまでの手続として、第2条において募集に当たって公告する事項、第3条において提出していただく書類、3ページにまいりまして、第4条において指定管理者となる法人等の決定に関する事項、第5条において指定管理者を指定した場合の通知、4ページ目にわたりますが、第6条において指定管理者と教育委員会で締結する協定の内容を定めるものでございます。

続きまして、議案第27号について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「図書館に係る指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございます。

制定する内容は、議案第26号の「川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則」とほぼ同じでございます。

なお、両規則とも附則において、この規則の施行期日を公布の日から施行することとする旨を定めております。

また、両規則とも、川崎市市民館条例の一部を改正する条例、及び、川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日までの、暫定的な規則でございます。

議案第26号及び議案第27号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等ございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。今まで直営でやってきた市民館と図書館を、こうやって指定管理者制度で運用するというのは、随分、度重なる議論を教育委員会でもしてきて、事務局でも非常に丁寧に資料をつくっていただいたり、検討していただいたりして、その上でとにかく川崎市の市民館、図書館の更なる発展のためには、指定管理の制度を導入しようということで決定したものですから、これがぜひ、さらにこの両施設の発展につながるような指定管理の制度を運用できるといいなと思います。教育委員としても全面的に一緒にやりたいと思っておりますので、事務局としても全力でやっていただき、一緒にいいものにしていきたいと改めて感じました。

ちょっと気になるのが、指定管理者にお願いするときに、例えば社会教育士の称号を持っている人を入れてほしいとか、何か指定管理者の資格とか条件とかについて、検討するという点に関しては、この規則では、直接的にはあまり関係してこないという理解でよかったですでしょうか。

【米井生涯学習推進課担当課長】

市民館、図書館において、やっていただく職員の専門性につきましては、こちらの規則ではなくて、実際につくります仕様書にきちんと明記をしていくということで、現在検討させていただいております。しっかりとやっていただけるように、そこは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

では、その仕様書をつくるときに、また教育委員と事務局との間で、コミュニケーションをしながら決定していくというように考えてよろしいでしょうか。

【米井生涯学習推進課担当課長】

仕様書の内容につきましても、機会を捉えて御意見を伺えればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

ありがとうございます。異存は全くないんです。多分、今、田中委員と同じように、仕様書のところがポイントかなと思います。つまり、どう成果を指定管理者のほうで報告し、何がよかったかというところが、多分考える中でとても大事なポイントなのかなという感じがしますので、またぜひ勉強させてください。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

私も異論はないんです。田中委員のお話を聞いたら何か希望があるなと思いました。ぜひ今まで市民館分館、図書館に来ていなかった年代、あまり行っていなかった年齢層、不登校の子どももそうですし、居場所は一つじゃなくていいと思いますので、そんな居場所の一つになってくれたら、またなっていくように私も協力はしたいと思います。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行っていきます。

まず、議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第27号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室いただくようお願いいたします。

(傍聴人による傍聴席からの発言)

【小田嶋教育長】

まだ会議が続いておりますので、傍聴人の方の御発言は控えていただきたいと思います。

御退出をお願いいたします。

(傍聴人による傍聴席からの発言)

【小田嶋教育長】

御退出いただきたいと思います。

(傍聴人による傍聴席からの発言)

【小田嶋教育長】

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 5 令和5年度優良PTA表彰及びPTA活動功労者表彰について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No. 5 令和5年度優良PTA表彰及びPTA活動功労者表彰について」の説明を、地域教育推進課長、お願いします。

【二瓶地域教育推進課長】

地域教育推進課長、二瓶でございます。よろしく願いいたします。

報告事項No. 5「令和5年度優良PTA表彰及びPTA活動功労者表彰について」、御報告いたします。ファイルナンバー07、報告事項No. 5のファイルを御覧ください。

表紙をおめくりいただき、資料の2ページをお開きください。

本表彰につきましては、国の「優良PTA文部科学大臣表彰要綱」及び「PTA活動振興功労者表彰要綱」、県の「優良PTA神奈川県教育委員会表彰要綱」に基づき、優秀な実績を上げているPTA団体等を表彰するものでございまして、下記のPTA団体及び個人を推薦したところ、本市の推薦全て被表彰団体・個人として、内定を受けましたので御報告いたします。

まず、団体につきましては毎年度、個人につきましては5年に一度の表彰となりまして、文部科学大臣表彰では、県内9団体のうち本市から2団体が内定を受けたところでございます。

各表彰の表彰式につきましては、神奈川県教育委員会表彰が9月1日に既に行われており、その他の表彰につきましては11月24日に行われる予定でございます。

神奈川県教育委員会表彰以外は、現時点では内定段階となっております。各PTA広報誌への掲載など、対外的な公表は10月末以降、文部科学省の報道発表後に解禁される予定でございます。

3ページをお開きください。

被表彰団体及び被表彰者の主な功績や評価された点を記載してございます。

各団体、個人とも、デジタル技術の活用のほか、PTAの組織改善や活性化に取り組んだことが主な功績となっております。また、コロナ禍にありながらも、それぞれ工夫しながら、本市の教育行政に資する活動に取り組んでいただき、感謝申し上げる次第でございます。

また、本表彰に該当しなかったPTAにおきましても、その活動に尽力をいただいております。次年度以降も同様に推薦してまいりたいと考えております。

資料でございますが、6ページからは、参考資料といたしまして各表彰の流れ、過去の受賞歴、要項等を添付してございますので、こちらは後ほど御参照ください。

報告事項No. 5の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は、終了といたします。

報告事項No. 6 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 6「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」

の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 6「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。

ファイルナンバー08、報告事項No. 6を御覧ください。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番を御覧ください。専決処分年月日は「令和5年8月23日」、損害賠償の額は「12万4,647円」でございます。

事件の概要でございますが、「令和5年4月20日、市立学校の校庭で、剪定した樹木の枝が落下し、隣接する道路を走行中の被害者（ア）所有の原動機付自転車に接触し、運転していた被害者（イ）を負傷させ、及び当該原動機付自転車等を破損させたもの」でございます。

この事件につきましては、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたものでございます。

なお、この案件につきましては、令和5年第5回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。

よろしいですか。はい、どうぞ。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。実は私自身、雑木林の活動をやっていたりということがあるので、こういう剪定の場面は色々なところで気になりながらいつも読んでいるんですけども、これは学校の校庭の木を剪定していたときに、道路を走行中の被害者に枝を落としてしまったということですね。通常ですと、道路の辺りにもう一人か二人いて、注意しながら囲いをしたり、走行中の人に注意したりすることになるんだと思うんですけども、その辺りがきちんできていなかったということでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

おっしゃるとおりです。本来であれば、樹木が道路に出ている場合ですので、落ちるのは、当然想定されます。そういった場合は、カラーコーンとかで注意喚起をしたり、もう一人誰かに見ってもらうことはあるんですけども、本件は一人でやっておって、特に注意喚起措置は講じておりませんので、過失ありというふうに判断したものでございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

剪定に当たっていた方というのは、こちらからお願いしている業者の方ですか。こういった立場の方なんでしょうか。

【伊藤庶務課担当課長】

学校の用務員でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。業者が入って剪定する場合もあるのですが、そんな大きなものではなかったりすると、大体用務員がやっていることが多いかなと思います。

よろしいですか。

【田中教育長職務代理者】

今後のことですけれども、各学校で十分注意しているんだと思うのですが、やはり用務員の方が随分一人でこうやって作業をすることもあると思うので、くれぐれも学校として注意して、その学校外部のところに何か落ちそうであれば、必ず誰かがいて見るとか、その辺り注意を徹底するよう、学校に浸透させていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

では、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6は、終了といたします。

報告事項No. 7 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 7「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 7「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。ファイルナンバー09、報告事項No. 7を御覧ください。

さい。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第5項による専決処分」について御報告するものでございます。

まず、2ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「住居表示の実施に伴い、実施区域内の市立学校の位置の表示を変更するため、この条例を制定するもの」でございます。

続いて、3ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

川崎市立学校の設置に関する条例別表第1の上作延小学校につきまして、「高津区上作延559番地」を「高津区上作延5丁目8番1号」に学校の位置の表示を改めるものでございます。

なお、附則において、住居表示の実施日に合わせてこの条例の施行期日を令和5年10月23日とする旨を定めることとしております

また、4ページ以降につきましては、住居表示に関する資料となっておりますので、後ほど御覧ください。

また、こちらにつきましては、令和5年第5回市議会定例会に報告をいたします。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 7は終了といたします。

報告事項No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

伊藤庶務課担当課長が説明した。

報告事項No. 8は承認された。

報告事項No. 9 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

報告事項No. 9は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第28号 第3期川崎市文化芸術振興計画の策定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

議案第28号「第3期川崎市文化芸術振興計画の策定について」の説明を、文化財課長、市民文化局市民文化振興室長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

それでは、「第3期川崎市文化芸術振興計画（案）」について御説明させていただきます。

地方公共団体が定めます、「地方文化芸術推進基本計画」につきましては、ファイルナンバー11-2、議案第28号の参考資料、「文化芸術基本法」の2ページをお開きください。

左側下段を御覧ください。

文化芸術基本法第7条の2第2項に、特定地方公共団体の長が、地方文化芸術推進計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないと規定されております。本市においては、平成22年4月1日施行「川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例」により、文化財の保護に関するものを除く文化に関する事務は、市長が管理し執行するものと定めております。

5ページを御覧ください。

文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、所管局から意見聴取の依頼がありましたので、本日付議させていただくものでございます。

詳細につきましては、所管であります、市民文化局市民文化振興室、白井室長より御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【白井市民文化局市民文化振興室長】

それでは、ファイルナンバー11-1、議案第28号「『第3期川崎市文化芸術振興計画（案）（概要版）』」の1ページを御覧ください。

「第1章 計画の策定にあたって」でございますが、「2 第2期計画（改訂版）の評価、検証等」の（1）に第2期計画の計画の体系として、これからの本市の文化芸術振興の方向性から、四つの「目指すまちの姿」を設定した上で、それを達成するため、3項目の「基本目標」と、基本目標ごとに「施策」を設けて、具体的な取組を推進してございます。

また、それぞれの取組を推進する際の「横断的な視点」として三つの視点を位置づけてございます。

資料の右側にまいりまして、（2）第2期計画（改訂版）の取組と評価及び検証でございますが、表にございます成果指標の結果ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3行目のミューザ川崎の入場者率を除き、指標は達成できていない状況でございます。

取組に関する課題としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による鑑賞者の減少、文化芸術活動の担い手の減少をはじめ、市民や地域の活動団体等との連携の強化、参加者の拡大等に

向けた広報や情報発信の強化などが各施策に共通する内容となっているほか、ボランティアを含めた文化芸術活動の担い手の継続的な育成などがございます。

「3 第2期計画（改訂版）策定以降の文化芸術を取り巻く状況の変化」では、「社会状況の変化」、「国の動向等」、「本市の状況等」の3点に分けて整理を行ってございます。

次に2ページを御覧ください。

資料左の下段、「4 市民意見等の把握と整理」では、「(1) 令和5年度の市民アンケート結果等」では、過去1年間に文化芸術を鑑賞しなかった人は、新型コロナウイルス感染症拡大後から回復傾向にございます。

過去1年間の文化芸術活動した人は、依然低いままであり、文化芸術活動等への興味が割合も増加している状況でございます。

「(2) 文化芸術団体アンケート結果等」では、各文化芸術団体の団体数や活動は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少傾向にあり、活動員の高齢化や、次の世代への活動の継承が引き続き課題となっております。

3ページを御覧ください。

「第2章 本計画の基本的な考え方」でございますが、「1 計画の策定の方針」では、第2期計画（改訂版）の策定以降、社会状況の変化など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化を踏まえつつ、第2期計画（改訂版）の基本方針などを踏襲し、必要な見直しなどを行います。

次に、「2 本市の文化芸術振興施策の基本方針」については、文化芸術振興条例の趣旨に基づくものである第2期計画（改訂版）で定めた基本方針は、継続するものとし、文化芸術振興計画の体系の中で、施策展開における上位に位置づけます。

「3 本計画の位置付け」では、市の総合計画をはじめ、関連する分野別計画との整合を図りつつ、文化芸術基本法に基づく地方公共団体の計画に位置づけるものとして、本市の実情に即しつつ、国の計画を参酌して策定いたします。

「4 計画期間」は、令和6年度から令和15年度の10年間とし、社会情勢の変化などの状況を踏まえ、5年で見直しをいたします。

資料右側の「5 これからの本市の文化芸術の方向性」でございますが、本市が持つ多彩で豊富な文化芸術資源を生かし、誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境づくりと、「川崎の文化」を支え、発展させる次代の担い手の育成の取組などを進める必要があることから、「アート・フォー・オールの取組」、「新たなミュージアムの整備に向けた取組」、「かわさきパラムーブメント推進ビジョンの取組」、「文化施設の効率的・効果的な利活用」の四つの項目に整理してございます。

続いて、「6 本計画の策定における要点」でございますが、本市の文化芸術振興の方向性から目指すまちの姿を定め、今までの取組の効果がみられることから、条例の趣旨を踏まえた基本方針や基本目標などを踏襲しつつ、第2期計画（改訂版）の評価、検証等などによる課題に対し、各取組及び全ての取組で進めていく横断的な戦略により「誰もが文化芸術に気軽に触れ、楽しめるまち」を形成し、多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出すなどで解決を目指すとしてございます。

表にございますとおり、第2期計画（改訂版）の目指すまちの姿も総体的に含まれる、「誰もが文化芸術に気軽に触れ、楽しめるまち ～多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す～」を第3期計画の目指すまちの姿としております。

次に、4ページを御覧ください。

資料左側の中段、基本目標1の施策3において、国内外を強調するのではなく、市民に向けた魅力発信も含めて進めるとして、「川崎の文化芸術」の魅力発信」とし第2期計画（改訂版）から変更してございます。

続いて、基本目標2は、「人材の育成と協働による文化芸術の振興」から、市民や地域のつながりを図るため、「人材育成とつながりによる地域課題への対応」に変更した上で、施策3「文化芸術によるつながりの創出」を新たに設定いたしました。

資料右側にまいりまして、基本目標3は、「市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備」から、触れる環境及び活動できる環境を整備するだけではなく、機会を創出するとして、「市民が文化芸術に触れる場と機会の創出」とし、施策3の「文化芸術活動への市民参加の促進」については、市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供を強化するため、基本目標2の施策3「文化芸術によるつながりの創出」、基本目標3の施策2「市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供」へ統合する変更をしてございます。

次に、5ページを御覧ください。

「第3章 本計画の体系と施策の展開」では、「1 本計画で目指すまちの姿」として、「誰もが文化芸術に気軽に触れ、親しめるまち ～多様性と包摂性を育み、新たな価値を生み出す～」とし、この「目指すまちの姿」を達成するため、三つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定めて、具体的な取組を推進することとしております。

資料右側の上段、「3 基本目標と施策の展開」でございりますが、「基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり」については、施策1として「文化芸術を活かしたまちづくりの推進」、施策2として「地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進」、施策3として「川崎の文化芸術」の魅力発信」として位置づけ、それぞれ各取組を進めてまいります。

次に、6ページを御覧ください。

資料左側の「基本目標2 人材の育成とつながりによる地域課題への対応」については、施策1として「文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供」、施策2として「市民・文化関係団体・企業との連携の推進」、施策3として「文化芸術によるつながりの創出」として位置づけ、それぞれ各取組を進めてまいります。

資料右側の「基本目標3 市民が文化芸術に触れる場と機会の創出」については、施策1として「文化施設等の効果的な運営」、施策2として「市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供」として位置づけ、それぞれ各取組を進めてまいります。

また、「4 横断的な戦略」では、施策に基づく各取組を進めていくだけではなく、「戦略1 身近に文化芸術に触れ、親しめる環境を推進する」、「戦略2 文化芸術による様々な出会いや交流を促進する」、「戦略3 かわさきパラムーブメント推進ビジョンのレガシーを形成する」、「戦略4 民間の文化施設を含めた効率的・効果的な利活用と連携を促進する」を各取組で推進することで、「本計画の目指すまちの姿」を形成するとしております。

7ページを御覧ください。

資料左側、「第4章 計画の推進について」でございりますが、「1 成果指標」といたしまして、総合計画で設定している文化芸術関連の七つの指標を、本計画全体の成果指標として活用することとしております。

資料右側の、「2 連携による本計画の推進」でございまして、庁内、公益財団法人川崎市文化財

団、文化団体、大学等との連携を図り、計画を推進してまいります。

「3 計画の進行管理・評価の体制」では、市の附属機関である川崎市文化芸術振興会議と、庁内の関係部署で構成する川崎市文化芸術振興庁内推進委員会において施策評価、進行管理等を進めてまいります。

以上でございます。

【竹下文化財課長】

所管局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

第3期川崎市文化芸術振興計画の策定について、意見を求められておりますが、何か御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

【田中教育長職務代理者】

非常に豊富な内容を効率的に御報告いただきまして、ありがとうございました。確認なんですけども、ページでいきますと、4ページです。4ページの基本方針というのがあって、その中の第3期計画の3番目の項目に、関係機関等との連携によるとありますけれども、教育委員会としては、ここで関係機関と言われると、例えば学校が一つあるかなと思ったり、それから社会教育の機関としては、市民館とか、あるいは博物館は当然ですけれども、そういう教育関係の各種機関、施設と呼ぶほうが妥当なものもあると思いますけれども、そういうものが含まれるかなと思うのですが、そのように多様な教育に関する学校を含めた機関が、ここでは、関係機関等というふうに表現されていると思ってよろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【白井市民文化局市民文化振興室長】

もちろん学校、市民館等も含まれています。学校については、博物館、美術館等に、ミュージアムもそうですけれども、機会をもって学校の教育カリキュラムとしても御見学いただいておりますので、そういった機会もこれからも推進していく考えでございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。

そうなりますと、これが地域づくりというところまで関わるので、今の学校の社会に開かれた教育課程であるとか、あるいは、持続可能な社会の創り手というのが指導要領の一つの理念になっていますけれども、子どもたちもこの文化芸術を通じた地域づくりを、学校教育を通して学んでいくとかですね。それからそこにまた社会教育も一緒に連携しながら、場合によっては、市民館と学校が一緒になって、大人も子どもも一緒になって芸術文化を通じた地域づくりをですね、世代間交流で多文化と多世代交流でやっていくとか、そういう可能性をですね、今感じてとても何か夢を感じたんですけれども、そういう捉え方をしてよろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【白井市民文化局市民文化振興室長】

この計画の案をつくるに当たって、各区の文化協会とかヒアリング等でお伺いしてですね、例えば学校にお花を教えに行ったりとか、着物の着つけを教えに行ったりとか、そういったことをやっぱりやって、自分たちの団体、高齢化が進んで担い手不足となっているので、その子どもたちにそういう機会を提供することによって、ゆくゆく自分たちのところで世代間交流等、次世代の担い手育成も、各文化団体のレベルでも推進していますので、引き続き継続してやっていきたいと考えてございます。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御報告ありがとうございます。とても大事なところですので、色々考えたりしているんですが、多分、今の田中委員のお話でいきますと、学校では結構音楽を聞きに行ったりとか、映画を見に行ったりとかというふうな感じの活動をしていますので、このデータを見ていると、市民アンケートというふうに書いているので、果たしてどういう年齢層の方から、そのアンケートを取っているのか、もし学校サイドで取ったりとかすると、もうちょっと実はパーセンテージが高いのかなと思ったんですが、そこはどうですか。どれぐらいの年齢層の方から取ったアンケートか教えていただけますか。

【白井市民文化局市民文化振興室長】

市民アンケートは市のほうでやっているインターネットを通じたアンケートで、文化のところにエントリーして、無作為で調査をしているものです。

【芳川委員】

そういう感じですね。そうすると多分、学校関係は、あまり参加していないかもしれないという感じがしますので、だから実際に学校のカリキュラムを見たりすると、結構芸術文化に触れるチャンスはもっと多いのかなという感じがしますので、もうそこをととても大事な情操教育だと思いますから、本当にね、もっともっと学校の中で定着できるように進めることが大切だなというふうに思っています。

あと、このアンケートみたいに、今度は市民アンケートという立場で考えたときに、多分一つは、今、世の中色々なものがありふれていますので、この音楽にしても映像にしても、何を焦点

として展開していくのかというのが、大分違うのかなという気がします。

例えば、世の中と競争したいという視点での展開になってくると、もうちょっとメタバース的なものを使うとか、もしくは先進的な技術を展開するとか、マッピング的なものを付すとかね、そういうふうな展開になるでしょうし、そうではなくて、川崎にとって大切なもともと持っている芸術文化を着実に展開していくというふうになってくると、その流れに追従する必要はないわけですね。そうすると、つまり市民のどの層を狙うかということが、実は今後の展開の中で大事なのではないかなって、全然目的が違ってくるかと思います。実は住んでいるところの周りに映像に関係するところもあるし、もうすぐそばにあたりとかするんですけども、正直に言ってそんなに利用者はあまり見かけていないですよ。やっている内容を見たりとかするんですが、非常にいい内容ではあるんですけども、もしかしてすごく幅が狭いんですね。だから、興味関心ある人はずっとそこ行くような感じになるんですが、あんまり興味関心がないと、同じ焦点ですから、広がりかね、あまり見えてこないというような感じがするので、多分その辺りがね、もしかして今後展開するヒントになればいいかなと思いました。感想です。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。ほかにはいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

私も、田中委員、芳川委員のお話に賛同というか、その意見として伝えさせていただきたいんですけども、子どもたちの文化、体験的な格差というのがやはり言われて、家庭の年収によって体験の格差がすごく開いているなという報道もよく耳にします。それは、文化的な体験というのが、そこだけにとどまらないで、やっぱり学力につながってきたりとかしますので、必ずしも無関係ではない部分もあるので、例えば、今この調査を見ると18歳以上の個人調査というふうに書いてありますので、子どもさんたちの状況を把握するのであれば、学習との関連ということも含めて、例えばその学習状況調査の中に、川崎独自の質問に文化体験の頻度なんかを盛り込むというのも一つのアイデアなのかなと思います。

保護者としても、家庭の状況によって色々な経験をさせてあげられないというのは、心を痛めている方もいらっしゃると思うので、現在の学校にプロの音楽家の方が来てくださるとか、劇団のプロの演劇を見に行くとかという機会をもちろん設けてくださっていて、とても感謝しています。そうしたものは充実させるとともに、保護者の付添いがなくても、身近に子どもたち自らの意思で見に行けるようなものがまちにたくさんあるといいなと、お願いしたいなというふうに思っています。

あと、もう1点なんですけど、資料の3ページの右側ですね。5の(3)パラメーブメントの記載のところで、全ての人が文化芸術活動に携わることができる環境、私はこの表現がとても好きです。というのもよく障害者アートなんていう言い方をされますけれども、障害を明記する必要は必ずしもないと思っていて、すてきな作品だから展示されていて、そしてたまたまその作品に魅了されて、背景を調べてみたら作者が、障害がある方だったと知るというぐらいのものでいいと思っていて、作者がどうだっていうことではなく、自然と展示してあるものにもいいものだから

触れて、その光景が障害とか性別とか、国籍とか関係なく、芸術という分野、文化という分野では、多様性が色々と受け入れられているものなのだとすることを、感じられる環境を川崎は目指してほしいと願っていますので、あえてその障害者アートとかというくくるとの危険性というか、私の息子も障害を持っていて絵も描いているんですけど、障害者アートとして飾られたら、保護者としてどう感じるかなと思うと、その切り口でなくてもすばらしいものは、すばらしいので、表現はこれからもこのような表現を続けていただけたらいいなと思います。

お願いします。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

【田中教育長職務代理者】

長くなって申し訳ありません。今の野村委員の発言を聞いていて、ちょっと気になった箇所があります。これからの本市の文化芸術の方向性の中で、(1)アート・フォー・オールとありますよね。アート・フォー・オールが、ここでは、説明文の最後のところに「Art for All KAWASAKI」として、市域内の各エリアの特性に合ったアートによるエリア価値向上と書かれています。ここでいうエリアというのは、多分地域のことではないかなと思うんですね。ただ「Art for All」といったときは、むしろ個人個人の多様性を持った方々がいるので、全ての人々にとっての芸術なんだという意味が強いと思うんです。そう考えると今野村委員が言われた障害のあるなしであったり、外国籍か日本籍かとか、本当に多様な人々にとっても、それぞれの芸術、そしてまたそれが総合的に合わさったものというふうに考えると、各エリアだけではちょっと足りないような気がしまして、例えば市域内の各エリア及び市民各層、層ということがいいのかどうか分かりませんが、要するに、多様な人々の全てという意味で、要するに地域の問題と個人個人の特性の問題と両方入れたほうがいいような気がするんですね。もしここでの意見を言っているのだとしたら、ちょっとその辺り検討していただけるとありがたいと思いました。

【白井市民文化局市民文化振興室長】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

今、そういった検討の余地はあるということでよろしいですか。

【白井市民文化局市民文化振興室長】

もちろん、今日御意見をいただく場ですので。

【小田嶋教育長】

そうですね、ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第28号は、色々御意見をいただきましたけど、そういった御意見を受け止め

ていただきながら、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。ありがとうございました。

議案第29号 川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第29号「川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について」の説明を、生涯学習推進課長、こども未来局青少年支援室担当課長、お願いいたします。

【山口生涯学習推進課長】

それでは、議案第29号「川崎市黒川青少年野外活動センターの指定管理予定者の決定について」御説明いたしますので、ファイルナンバー12-1、議案第29号を御覧ください。

当該施設の指定管理による運営の継続につきましては、業務の補助執行先であります、こども未来局におきまして、令和5年7月21日に実施した、「こども未来局民間活用事業者選定評価委員会 青少年教育施設・こども文化センター部会」で諮り、その結果を踏まえ、令和5年8月8日から9月14日まで指定管理者の公募を実施し、10月13日の「こども未来局民間活用事業者選定評価委員会」にて審査され、指定管理予定者の選定がなされたところでございます。

本議案は、指定管理予定者の決定について御審議をいただくものでございます。

1ページを御覧ください。

「1 指定管理予定者について」でございますが、表の左から、管理を行わせる施設は、「川崎市黒川青少年野外活動センター」で、その所在地は、「川崎市麻生区黒川313番地9」でございます。

指定管理予定者の名称及び代表者につきましては、「特定非営利活動法人国際自然大学校」「理事長 佐藤 初雄」でございます。指定期間は、「令和6年4月1日から令和11年3月31日まで」でございます。

また、2ページには、指定管理予定者である「特定非営利活動法人国際自然大学校」の概要をまとめてございますので、後ほど御参照願います。

さらに、参考資料として、ファイルナンバー12-2、議案第29号参考資料に、「特定非営利活動法人国際自然大学校」のパンフレット及び「川崎市黒川青少年野外活動センター」のホームページ画面写しを掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

なお、指定管理者の決定につきましては、市議会の議決が必要となりますので、令和5年第5回市議会定例会に議案として上程する予定でございます。

続きまして、指定管理予定者の選定結果などにつきましては、こども未来局青少年支援室担当課長より御説明させていただきます。

【柳原こども未来局青少年支援室担当課長】

議案第29号「黒川青少年野外活動センター指定管理予定者の決定について」、御審議いただくに当たり、「こども未来局民間活用事業者選定評価委員会 青少年教育施設・こども文化センター部会」での審査結果について御説明いたします。

議案書にお戻りいただいて、3ページを御覧ください。

「1 こども未来局民間活用事業者選定評価委員会 青少年教育施設・こども文化センター部会」につきましては、令和5年10月13日に開催し、青少年教育施設である川崎市黒川青少年野外活動センターについて、次期指定管理者候補を審査いたしました。

「2 審査結果」につきましては、応募団体が現指定管理者である「特定非営利活動法人国際自然大学校」の1団体のみでございました。

なお、事前の現地見学には、2団体が参加しておりましたが、実際の応募は1団体となっております。

得点結果につきまして、集計表のとおり、1から5まで五つの評価区分を設けました。そのうち、区分1「事業目的の達成とサービス向上への取組」に関する提案につきまして、小さい子どもから高齢者までの交流拠点となるための、多様な野外体験活動事業の展開や、施設内の間伐材を活用した薪ストーブの暖房によるSDGSへの取組といった点が評価されておりました。

青少年教育指導者の養成について、従来の指導者養成研修メニューに加え、野外活動の魅力を身近な視点から伝える、中学生以上を対象としたボランティア育成プログラム「黒川キャンプカウンセラー」を新たに提案するなど、子どもの頃から施設に関わりを持ってもらうことを通じて、将来の指導者を育成するという視点も評価されておりました。

さらに、黒川の自然体験について、敷地内の未活用スペースを用いて新たに実施するビオトープづくりといった自然に寄り添った取組も評価されておりました。

得点による評価につきましては、「川崎市黒川青少年野外活動センター得点結果集計表」のとおりでございまして、区分ごとの得点の合計点が、456点満点で321点となり、令和元年・4年度の年度評価が「B」であったため、実績評価点として11.4点が加点され、総得点が332.4点となっております。

審査結果といたしましては、総得点が標準点の273.6点を上回っており、現指定管理者である「特定非営利活動法人国際自然大学校」が、次期も継続して管理運営を行う要件を満たしていることから、指定管理予定者とするのを審議結果としたところでございます。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。何か御質問等ございますか。

【田中教育長職務代理者】

どうも御説明ありがとうございました。

確認なんですけれども、2点ほどありまして、一つはこの団体がですね、応募団体数1団体なので、この団体のみが応募して、ただ委員の評価を見れば、ある一定割合以上の点を取ったので、ここに決めたということだと思っただけなんです。得点が何割以上取った団体から選定するという点数

の基準ですね、それがいいのかどうか。あるとしたら何割取ればいいのか、それを教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、これは現在もここが指定管理者だというふうなことですけれども、前回とか前々回も、やはり1団体応募だったのか、あるいは前回、前々回はもうちょっと2団体、3団体あったのか、その辺り、今後ですね、ずっと1団体ですとこの団体という可能性があるような気もするので、何か競争を活性化するための工夫なり何なりというのがあり得るのか。その辺り教えていただくとありがたいと思います。

ごめんなさい、2点と言ったんですけども、今のが2点目で、3点目ありました。

委員の方が6名おられて2名欠席なんですけれども、これは事前に書類審査もあって、評価点を行い、それぞれが送った上でだと思っていたのですが、そうではなくて、委員の持ち点が云々で4人となっていますので、欠席した委員は、この選定には全く関わっていないということでしょうか。事前の書類審査で関わっているとかということなのか、あるいは全くかかわらず、委任状とか何かで、欠席を認めたということなのか、その辺の運用のことについてもお聞きできればと思います。以上です。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【柳原こども未来局青少年支援室担当課長】

ありがとうございます。

まず、1点目の基準点なんですけれども、委員の総得点ですね、6割を基準点としておりまして、1団体でも6割未満の場合には、指定管理予定者として審議計画とすることができない形になっております。今回満点が456点でございますので、その6割、273.6点、それを上回っているために指定管理予定者として審議結果とさせていただいた対応でございます。

2点目なんですけれども、こちら前回も、この法人1団体のみだったんですね。原因としては、なかなかこういった施設1回取ってしまうと、実績点等ございますので、なかなかそこを続けて手を挙げて取るというところが、現状なかなか難しいのかなというのが一つと、あとこの施設はですね、収入のほぼほぼを指定管理料で賄っておりまして、いわゆる利用料金とかを取っておりませんので、そういう点からいくと、なかなか営利企業とかは参入しにくいのかなと。その辺は課題ではあるとは思っているんですけども、ただ今回は、事前の応募にはもう1団体来ていただいたところではあったので、次期公募に向けては、事前の現地説明会にはですね、もう一団体来ていただいたところではあったので、次回に向けてはですね、ここの施設だけではなくて、ほかの施設も色々課題を抱えているんですけども、考えていきたいと思っています。

最後なんですけれども、委員は6名なんですけれども、一応半数で定足数ということになっておりまして、あらかじめ渡部委員と新居委員につきましてはですね、13日欠席という御連絡をいただいておりますので、当日の審査には関わっていないんです。あくまで、その当日に応募団体がプレゼンをして、それで質疑応答をして、もちろん事前には資料を見ていただくんですが、その場で審査をするという形になっておりますので、2名欠席なんですけど、半数以上定足数を満たしているということで、委員会としては成立しているということで、検討させていただいたところでございます。

以上でございます。

【田中教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

【田中教育長職務代理者】

御回答については、もういいんですけれども、私も一言だけ気になっているということで、競争を活性化するといいいいというのを言いましたけれども、ただ受ける団体としてみれば長期にやれたほうが、雇用の安定には結びつくし、実は指定管理者制度そのものが、雇用の不安定を招くのでよくないという制度自体の批判もあるので、私もそれを頭に入れながら話しています。ただ、あまり一つの団体がずっといくというのは、指定管理の制度を持っていても、競争という部分がないので、少しやはり競争もあつたほうがいいかなというのと、痛しかゆしといひますか、雇用の安定と競争によるメリットとか両方あるので、なかなかどちらがいいとはいひにくいですが、その辺のバランスを考えながら、いい形でこれからも運用できればいいなと思ひました。

以上です。

【小田嶋教育長】

それでは、議案第29号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

議案第30号 人事について

本波教職員人事課担当課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第30号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、以上をもちまして終了といたします。

(16時43分 閉会)